茨城県報　第１８６２号

平成19年３月29日

木　曜　日

目　　次

規　　則

（教育委員会）　ページ

◉茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則……2
◉茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……3

（公安委員会）

◉茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則……5

（人事委員会）

◉職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……7
◉職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則……7
◉公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……8

告　　示

◉青少年に有益な興行の推奨（女性青少年課）……8
◉悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準（環境対策課）……9
◉悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準の全部改正（２件）（環境対策課）……10
◉悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準の一部改正（環境対策課）……16
◉医療機関及び施術機関の指定（福祉指導課）……16
◉救急告示病院及び救急告示診療所の認定（医療対策課）……17
◉指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）……17
◉指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）……18
◉指定施設サービス事業者の指定（高齢福祉課）……18
◉指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉課）……18
◉障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）……19
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）……20
◉平成19年度の普通職業訓練短期課程（障害者委託訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等（職業能力開発課）……21
◉道路の供用の開始（４件）（道路維持課）……21
◉車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定（道路維持課）……22
◉土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）……23
◉都市計画事業の認可（公園街路課）……24
◉都市計画事業の変更の認可（公園街路課）……24
◉事業計画の変更の認可（５件）（下水道課）……25

◉指定確認検査機関の名称の変更（建築指導課）……27
◉公所及びか所の一部改正（出納第一課）……27
◉土地改良事業の工事の完了（土地改良事務所）……27

（人　事　委　員　会）

◉労働基準法別表第１に規定する適用事業の号別区分の一部改正……27

公　　告

◉特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）……28
◉都市計画の図書の縦覧（３件）（都市計画課）……28
◉都市計画事業の施行者の名称等（７件）（公園街路課）……29
◉開発行為の工事完了（７件）（建築指導課）……32
◉道路の位置の指定（２件）（建築指導課）……33

（公　安　委　員　会）

◉技能検定員審査及び教習指導員審査の実施……34

訓　　令

◉茨城県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）……35
◉茨城県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令（職員課）……39
◉茨城県公舎利用規程の一部を改正する訓令（管財課）……47

（教　育　委　員　会）

◉茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令……48
◉茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……48
◉茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……49

（人　事　委　員　会）

◉茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令……57

規　　則

（教　育　委　員　会）

茨城県教育委員会規則第３号

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県教育委員会委員長　石　渡　千恵子

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和46年茨城県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項の表生涯学習課の項を削る。

別表第１生涯学習課の項中

「８　県立吾国山洗心館の管理に関すること。

（全国生涯学習フェスティバル推進室）

９　全国生涯学習フェスティバルの開催に係る計画，調整及び推進に関すること。　を

10　その他全国生涯学習フェスティバルの開催に関し必要な事項に関すること。」

「８　県立吾国山洗心館の管理に関すること。」に改める。

付　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

茨城県教育委員会規則第４号

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県教育委員会委員長　石　渡　千恵子

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

様式第14号を次のように改める。

奨学資金返還計画書

返還者コード
K

フリガナ		学校名	生年月日	性別
氏名			年　月　日	※ 男 女

貸与終了年月とその理由		貸与月額	貸与始期	貸与終期	貸与総額
年　月	※ 卒業　退学 辞退　停止 死亡	万　千　百　十　円	年　月	年　月	百万　十万　万　千　百　十　円
その他（　　）					

返還開始	返還完了	※返還方法	0…半年賦（6・12月） 1…年賦（6月） 2…年賦（12月）	返還期間	返還回数	合計
年　月	年　月			年	回	

返還金額（各回）	返還金額（最終回）	返還総額
十万　万　千　百　十　円	十万　万　千　百　十　円	百万　十万　万　千　百　十　円

本人	フリガナ				
	現住所（連絡先）				郵便番号 電話番号 携帯電話
	フリガナ				
	納入通知書送付先				郵便番号 電話番号
	卒業後の進路	※就職 進学 その他 （　　）	名称		電話番号
			住所		郵便番号
保証人	氏名		生年月日	明治 大正 昭和　年　月　日	本人との続柄
	現住所				郵便番号 電話番号 携帯電話
	職業及び勤務先				電話番号
保証人	氏名		生年月日	明治 大正 昭和　年　月　日	本人との続柄
	現住所				郵便番号 電話番号 携帯電話
	職業及び勤務先				電話番号

（記入上の注意）※印のところは，必要文字を○で囲むこと。

付　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会規則第５号

茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県公安委員会委員長　大 和 田　一　雄

茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則

（茨城県警察組織規則の一部改正）

第１条　茨城県警察組織規則（昭和46年茨城県公安委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項及び第６項を削り，第７項を第５項とし，同条第８項中「第３条第３号」を「第３条第４号」に改め，同項を同条第６項とする。

第４条中「生活環境課地域課」を「生活環境課地域部地域課」に，「外事課警備課」を「警備課外事課」に改める。

第15条を次のように改める。

（生活安全総務課）

第15条　生活安全総務課においては，次の事務をつかさどる。

⑴　生活安全警察に関する企画及び調整に関すること。

⑵　犯罪，事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。

⑶　犯罪の予防に関すること。

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること（少年課及び生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

⑸　古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。

⑹　質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関すること。

⑺　警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。

⑻　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。

⑼　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。

⑽　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

⑾　軽犯罪法（昭和23年法律第39号）及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の施行に関すること。

⑿　特殊解錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施行に関すること。

⒀　警察安全相談に関すること。

⒁　風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。

⒂　外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

⒃　酩酊（めいてい）者，家出人，迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

⒄　前各号に掲げるもののほか，部内他課の所掌に属さないこと。

第15条の３第５号，第９号及び第10号中「銃器薬物対策課」を「薬物銃器対策課」に改める。

第23条の２を削る。

第24条の次に次の１条を加える。

（外事課）

第24条の２　外事課においては，次の事務をつかさどる。

⑴　外国人に係る警備情報の収集，整理その他外国人に係る警備情報に関すること。

⑵　国際テロリズムに関する警備情報の収集，整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

⑶　次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア　外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する犯罪

イ　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する犯罪

ウ　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

エ　前条第３号に掲げる犯罪その他警備犯罪で第１号及び第２号に規定する活動に関するもの

第28条第１項中「生活安全部地域課」を「地域部地域課」に改め，同条第４項中　「係」を「，係」に改める。

第30条第１項中「生活安全部地域課」を「地域部地域課」に改める。

（茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和41年茨城県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第２号中「生活安全部長」の次に「，地域部長」を加え，「，地域統括官」を削る。

（刑事訴訟法第189条及び第199条第２項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第３条　刑事訴訟法第189条及び第199条第２項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年茨城県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「次のとおり」を「，次のとおり」に改め，同条第２号中「生活安全部」の次に「，地域部」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第４条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年茨城県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条第２号中「生活安全部」の次に「，地域部」を加える。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第５条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年茨城県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第１条第１号中「(地域課，通信指令課，自動車警ら隊及び鉄道警察隊を除く。)」を削る。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第６条　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成４年茨城県公安委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条第２号中「生活安全部」の次に「，地域部」を加える。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

（人 事 委 員 会）

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年３月29日

茨城県人事委員会委員長　江　橋　湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第２号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第１第27項中「含む」の次に「。以下この項において同じ」を，「５日」の次に「(養育する子が二人以上の場合にあっては，６日)」を加える。

付　則

１　この規則は，平成19年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日において，この規則による改正前の職員の休日及び休暇に関する規則別表第１第27項の事由により特別休暇を承認された職員のうち養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）が二人以上いる職員に対するこの規則による改正後の職員の休日及び休暇に関する規則別表第１第27項の規定の適用については，同項中「６日」とあるのは，「６日から職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（平成19年茨城県人事委員会規則第２号）による改正前の職員の休日及び休暇に関する規則に基づき承認された当該特別休暇の日及び時間を控除した日及び時間」とする。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年３月29日

茨城県人事委員会委員長　江　橋　湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第３号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（昭和26年茨城県人事委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第６条を削る。

第７条中「第８条第１項」を「第７条第１項」に改め，同条を第６条とする。

第８条中「第８条第１項」を「第７条第１項」に改め，同条を第７条とする。

第９条第１項中「第８条第１項」を「第７条第１項」に改め，第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　前２号に掲げる場合のほか，当該請求をした職員が条例第７条第１項に規定する職員に該当しなくなった場合

⑷　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

第９条第２項中「第８条第１項」を「第７条第１項」に改め，同条を第８条とする。

第10条中「第８条第２項」を「第７条第２項」に改め，同条を第９条とする。

第11条中「第８条第２項」を「第７条第２項」に改め，同条を第10条とする。

第12条第１項中「第８条第２項」を「第７条第２項」に改め，第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　前２号に掲げる場合のほか，当該請求をした職員が条例第７条第２項に規定する職員に該当しなくなった場合

⑷　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

第12条第２項中「第８条第２項」を「第７条第２項」に改め，同条を第11条とする。

第13条第１項中「第８条第３項」を「第７条第３項」に改め，同条第２項中「第８条，第９条（同条第１項第４号を除く。），第11条及び前条（同条第１項第４号を除く。）」を「第７条，第８条（同条第１項第３号及び第４号を除く。），第10条及び前条（同条第１項第３号及び第４号を除く。）」に，「第９条第１項」を「第８条第１項」に改め，「，

同項第３号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り，同条を第12条とし，第14条を第13条とする。

第15条中「第６条第２項，第８条第２項及び第３項，第９条第３項，第11条第２項ないし第５項並びに第12条第３項」を「第７条第２項及び第３項，第８条第３項，第10条第２項ないし第５項並びに第11条第３項」に改め，同条を第14条とし，第16条を第15条とする。

付　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年３月29日

茨城県人事委員会委員長　　江　　橋　　湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第４号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中第64項を第68項とし，第50項から第63項までを４項ずつ繰り下げ，第49項を第52項とし，同項の次に次の１項を加える。

(53)　独立行政法人科学技術振興機構

別表第１中第48項を第51項とし，第34項から第47項までを３項ずつ繰り下げ，第33項を第35項とし，同項の次に次の１項を加える。

(36)　茨城県庁生活協同組合

別表第１中第32項を第34項とし，第19項から第31項までを２項ずつ繰り下げ，第18項を第19項とし，同項の次に次の１項を加える。

(20)　社団法人茨城県産業廃棄物協会

別表第１中第17項を第18項とし，第1項から第16項までを１項ずつ繰り下げ，第１項として次の１項を加える。

(１)　石岡台地土地改良区

別表第２中第１項を削り，第２項を第１項とし，同項の次に次の１項を加える。

(２)　株式会社茨城ポートオーソリティ

別表第２中第13項を削り，第14項を第13項とする。

付　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

告　　示

茨城県告示第398号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第７条の規定により，青少年に有益な興行として次のとおり推奨する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　推　奨　番　号	３
２　種　　類	映画
３　題　　名	風のダドゥ
４　制　　作	有限会社サクセス・ロード
５　推奨年月日	平成19年３月22日
６　推　奨　理　由	心に様々な傷を負った人たちが，豊かな自然の中で，元競走馬の生命を通して人間的に触れ合うことで，生きる力を回復していく姿が描かれている。 生命の尊さを伝える作品として，青少年の健全育成に有益である。

茨城県告示第399号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第３条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の１のとおり指定し，法第４条第２項の規定に基づく規制基準を次の２のとおり定め，平成19年４月１日から施行する。

なお，規制地域に係る関係図面は，茨城県生活環境部環境対策課及び常陸大宮市役所において縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　規制地域の範囲

常陸大宮市に係る規制地域の範囲

地域の区分	規　制　地　域
Ａ　区　域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項の規定により第１種低層住居専用地域，第２種低層住居専用地域，第１種中高層住居専用地域，第１種住居地域，第２種住居地域，準住居地域及び近隣商業地域として定められた地域
Ｂ－１区域	Ａ区域及びＢ－２区域を除く地域
Ｂ－２区域	都市計画法第８条第１項の規定により工業専用地域として定められた地域

２　規制基準

⑴　法第４条第２項第１号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分	Ａ　区　域	Ｂ－１区域	Ｂ－２区域
臭気指数許容限度	14	16	18

備考

この表においてＡ区域，Ｂ－１区域及びＢ－２区域とは，１の表で区分した区域をいい，関係図面上においては，Ａ区域にあっては赤，Ｂ－１区域にあっては緑及びＢ－２区域にあっては青の実線で区分した地域をいう。

⑵　法第４条第２項第２号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第６条の２に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出ガスの臭気指数とする。

⑶　法第４条第２項第３号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則第６条の３に定める方法により算出した排出水の臭気

指数とする。

茨城県告示第400号

平成６年３月10日茨城県告示第313号で告示した悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第３条の規定に基づく規制地域及び法第４条第１項の規定に基づく規制基準の全部を改正し，平成19年４月１日から施行する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　規制地域の範囲

⑴　水戸市（平成17年２月１日に効力を生じた合併前の東茨城郡内原町の同年１月31日における地域に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域
B　区　域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化調整区域として定められた区域

⑵　常陸太田市（平成16年12月１日に効力を生じた合併前の久慈郡金砂郷町の同年11月30日における地域に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	大字竹合町，箕町及び大里町の全域並びに大字久米町，薬谷町，大平町，玉造町及び上宮河内町の一部

⑶　笠間市（平成18年３月19日に効力を生じた合併前の西茨城郡友部町の同月18日における地域に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域

⑷　笠間市（平成18年３月19日に効力を生じた合併前の西茨城郡岩間町の同月18日における地域に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域（同法第８条第１項の規定により商業地域として定められた地域を除く。）

⑸　潮来市に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域（同法第８条第１項の規定により工業専用地域として定められた地域を除く。）
B　区　域	都市計画法第８条第１項の規定により工業専用地域として定められた地域

⑹　那珂市（平成17年１月21日に効力を生じた合併前の那珂郡瓜連町の同月20日における地域に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域（同法第８条第１項の規定により工業専用地域として定められた地域を除く。）
B区域	都市計画法第８条第１項の規定により工業専用地域として定められた地域

⑺　行方市（平成17年９月２日に効力を生じた合併前の行方郡麻生町の同月１日における地域に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法第８条第１項の規定により第１種低層住居専用地域，第２種低層住居専用地域，第１種中高層住居専用地域，第１種住居地域，近隣商業地域及び準工業地域として定められた地域
B区域	都市計画法第８条第１項の規定により工業専用地域として定められた地域

⑻　東茨城郡茨城町に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域

⑼　東茨城郡城里町（平成17年２月１日に効力を生じた合併前の東茨城郡常北町の同年１月31日における地域に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法第５条第１項の規定により都市計画区域として指定された区域
B区域	都市計画法第５条第１項の規定により都市計画区域として指定された区域以外の区域

⑽　久慈郡大子町に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法第８条第１項の規定により第１種低層住居専用地域，第１種中高層住居専用地域，第１種住居地域，第２種住居地域，近隣商業地域及び商業地域として定められた区域

⑾　稲敷郡阿見町に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域
B区域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化調整区域として定められた区域

⑿　北相馬郡利根町に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域並びに大字大平の全域並びに大字布川字三番割，羽中，福木，中谷，羽根野，早尾，奥山，押戸及び立木の各一部

２　規制基準

⑴　法第４条第１項第１号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質＼地域の区分	A区域	B区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

備考

この表においてA区域及びB区域とは，１の表で区分した区域をいい，関係図面上においては，A区域にあっては赤及びB区域にあっては青の実線で区分した地域をいう。

⑵　法第４条第１項第２号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第３条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン，硫化メチル，二硫化メチル，アセトアルデヒド，スチレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

⑶　法第４条第１項第３号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則第４条に定める方法により算出した特定悪臭物質（アンモニア，トリメチルアミン，アセトアルデヒド，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレルアルデヒド，イソバレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，スチレン，キシレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。

茨城県告示第401号

平成15年３月24日茨城県告示第404号で告示した悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第３条の規定に基づく規制地域及び法第４条第１項及び第２項の規定に基づく規制基準の全部を改正し，平成19年４月１日から施行する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　規制地域の範囲

⑴　常陸太田市（平成16年12月１日に効力を生じた合併前の久慈郡水府村の同年11月30日における地域（以下「旧久慈郡水府村」という。）に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	全域

⑵　常陸太田市（平成16年12月１日に効力を生じた合併前の久慈郡里美村の同年11月30日における地域（以下「旧久慈郡里美村」という。）に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
B　区　域	全域

⑶　ひたちなか市（平成６年11月１日に効力を生じた合併前の那珂湊市の同年10月31日における地域（以下「旧那珂湊市」という。）に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項の規定により市街化区域として定められた区域

２　旧久慈郡水府村及び旧久慈郡里美村における規制基準

⑴　法第４条第１項第１号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質＼地域の区分	B　区　域
アンモニア	2　ppm
メチルメルカプタン	0.004　ppm
硫化水素	0.06　ppm
硫化メチル	0.05　ppm
二硫化メチル	0.03　ppm
トリメチルアミン	0.02　ppm
アセトアルデヒド	0.1　ppm
プロピオンアルデヒド	0.1　ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03　ppm
イソブチルアルデヒド	0.07　ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02　ppm
イソバレルアルデヒド	0.006　ppm
イソブタノール	4　ppm
酢酸エチル	7　ppm
メチルイソブチルケトン	3　ppm
トルエン	30　ppm
スチレン	0.8　ppm
キシレン	2　ppm
プロピオン酸	0.07　ppm
ノルマル酪酸	0.002　ppm
ノルマル吉草酸	0.002　ppm
イソ吉草酸	0.004　ppm

備考

この表においてＢ区域とは，１の表で区分した区域をいい，関係図面上においては，青の実線で区分した地域をいう。

⑵　法第４条第１項第２号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第３条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン，硫化メチル，二硫化メチル，アセトアルデヒド，スチレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

⑶　法第４条第１項第３号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則第４条に定める方法により算出した特定悪臭物質（アンモニア，トリメチルアミン，アセトアルデヒド，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレルアルデヒド，イソバレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，スチレン，キシレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。

３　旧那珂湊市における規制基準

⑴　法第４条第１項第１号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分 / 特定悪臭物質	A 区 域
アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm
硫化水素	0.02 ppm
硫化メチル	0.01 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
イソブタノール	0.9 ppm
酢酸エチル	3 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm
トルエン	10 ppm
スチレン	0.4 ppm
キシレン	1 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm

備考

この表においてＡ区域とは，１の表で区分した区域をいい，関係図面上においては，赤の実線で区分した地域をいう。

⑵　法第４条第１項第２号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則第３条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン，硫化メチル，二硫化メチル，アセトアルデヒド，スチレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

⑶　法第４条第１項第３号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

⑴で定める規制基準を基礎として，悪臭防止法施行規則第４条に定める方法により算出した特定悪臭物質（アンモニア，トリメチルアミン，アセトアルデヒド，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレルアルデヒド，イソバレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，スチレン，キシレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。

茨城県告示第402号

平成14年３月22日茨城県告示第310号で告示した悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第３条の規定に基づく規制地域及び法第４条第１項及び第２項の規定に基づく規制基準の一部を次のように改正し，平成19年４月１日から施行する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　規制地域の範囲を次のように改める。

１　規制地域の範囲

⑴　古河市（平成17年９月12日に効力を生じた合併前の猿島郡総和町の同月11日における地域（以下「旧猿島郡総和町」という。）に限る。）に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	全域

⑵　猿島郡五霞町に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A　区　域	全域

２　那珂郡緒川村における規制基準を削り，３　猿島郡五霞町及び猿島郡総和町における規制基準中「猿島郡五霞町及び猿島郡総和町」を「旧猿島郡総和町及び猿島郡五霞町」に改める。

３　旧猿島郡総和町及び猿島郡五霞町における規制基準を２　旧猿島郡総和町及び猿島郡五霞町における規制基準とする。

茨城県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について，次のとおり指定したので，同法第55条の２の規定に基づき告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

コード 名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
290 上山淳（上山鍼灸院）	猿島郡境町991	はり・きゅう	上山　淳	平成19年３月20日	指定
291 石田　哲也	取手市駒場１－18－６	はり・きゅう	石田　哲也	平成19年３月20日	指定
171 石田　哲也	取手市駒場１－18－６	あん摩・マッサージ	石田　哲也	平成19年３月20日	指定
292 荻津　正人（おぎつ接骨院）	日立市本宮町５－６－14	はり・きゅう	荻津　正人	平成19年３月20日	指定
172 荻津　正人（おぎつ接骨院）	日立市本宮町５－６－14	あん摩・マッサージ	荻津　正人	平成19年３月20日	指定

茨城県告示第404号

次の病院及び診療所は，救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の救急病院及び救急診療所である。

なお，当該病院及び診療所に係る同項の認定が効力を有する期限は，平成22年３月28日である。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

名　称	所　在　地
なめがた地域総合病院	行方市井上藤井98－８
医療法人　愛正会　やすらぎの丘温泉病院	高萩市大字下手綱1951－６
宮田医院	筑西市丙59

茨城県告示第405号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第78条の規定により告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0870102845	株式会社　ケアサービスいこま	生駒　みよ子	茨城県水戸市笠原町1429－２	ケアサービスいこま	茨城県水戸市笠原町1429－２	平成19年２月１日	訪問介護
0870102852	特定非営利活動法人　認知症ケア研究所	中尾　僚子	茨城県取手市井野台４－９－３－D101	デイサービスセンター　お多福	茨城県水戸市元石川町2523	平成19年２月１日	通所介護
0870201118	株式会社　オヤマ	小山　トミ子	茨城県日立市桜川町２－25－３　桜川第２ビル101	あさがおケアサービス	茨城県日立市桜町２－25－３　桜川第２ビル101	平成19年２月１日	訪問介護
0870201126	合同会社　デイサービスセンターさくら	木田　源一	茨城県日立市小木津町620－1	デイサービスセンター　さくら	茨城県日立市小木津町620－１	平成19年２月１日	通所介護
0872300280	社会福祉法人　光峰会	大川　暁子	茨城県潮来市大生804－556	指定短期入所生活介護事業所　いたこの郷	茨城県潮来市大生804－556	平成19年２月１日	短期入所生活介護
0872300298	社会福祉法人　光峰会	大川　暁子	茨城県潮来市大生804－56	デイサービスセンター　いたこの郷	茨城県潮来市大生804－556	平成19年２月１日	通所介護
0873301030	企業組合　こころ　介護サービス事業所	荻津　愛子	茨城県日立市大和田町518－１	デイホーム古里	茨城県那珂郡東海村白方中央２－13－37	平成19年２月１日	通所介護
0875200164	社会福祉法人　白十字会	関口　英輔	東京都台東区台東２－27－３	ばんなん賀訪問介護事業所	茨城県神栖市賀2149	平成19年２月１日	訪問介護
0871200481	医療法人　藤慈会	藤井　俊宥	茨城県常陸太田市金井町3670	藤井病院　訪問介護事業所「あゆみ」	茨城県常陸太田市金井町3670	平成19年２月15日	訪問介護
0872500152	医療法人　博仁会	鈴木　邦彦	茨城県常陸大宮市上町313	フロイデ総合在宅サポートセンター山方	茨城県常陸大宮市山方1361	平成19年２月16日	通所介護

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0871900601	株式会社　西友	エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	東京都豊島区東池袋3－1－1	西友薬局　ひたち野うしく店	茨城県牛久市ひたち野東22－1　西友ひたち野うしく店１階	平成19年２月19日	特定福祉用具販売

茨城県告示第406号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第85条の規定により告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0870102845	株式会社　ケアサービスいこま	生駒　みよ子	茨城県水戸市笠原町1429－２	ケアサービスいこま	茨城県水戸市笠原町1429－２	平成19年２月１日	居宅介護支援
0870201118	株式会社　オヤマ	小山　トミ子	茨城県日立市桜川町２－25－３　桜川第２ビル101	あさがおケアサービス	茨城県日立市桜川町２－25－３　桜川第２ビル101	平成19年２月１日	居宅介護支援
0872300306	社会福祉法人　光峰会	大川　暁子	茨城県潮来市大生804－556	指定居宅介護支援事業所いたこの郷	茨城県潮来市大生804－556	平成19年２月１日	居宅介護支援
0875200172	社会福祉法人　白十字会	関口　英輔	東京都台東区台東２－27－３	ばんなん賀居宅介護支援事業所	茨城県神栖市賀2149	平成19年２月１日	居宅介護支援

茨城県告示第407号

介護保険法（平成９年法律第123号）第48条第１項第１号の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第93条の規定により告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	指定年月日	サービスの種類
0872300272	社会福祉法人　光峰会	大川　暁子	茨城県潮来市大生804－556	特別養護老人ホーム　いたこの郷	茨城県潮来市大生804－556	平成19年２月１日	介護老人福祉施設

茨城県告示第408号

介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第115条の９の規定により告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0870102845	株式会社　ケアサービスいこま	生駒　みよ子	茨城県水戸市笠原町1429－２	ケアサービスいこま	茨城県水戸市笠原町1429－２	平成19年２月１日	介護予防訪問介護
0870102852	特定非営利活動法人　認知症ケア研究所	中尾　僚子	茨城県取手市井野台４－９－３－D101	デイサービスセンター　お多福	茨城県水戸市元石川町2523	平成19年２月１日	介護予防通所介護
0870201092	有限会社　明成商事	吉成　芳明	茨城県日立市多賀町３－９－８	指定居宅通所介護やわらぎ	茨城県日立市多賀町３－９－17	平成19年２月１日	介護予防通所介護
0870201118	株式会社　オヤマ	小山　トミ子	茨城県日立市桜川町２－25－３　桜川第２ビル101	あさがおケアサービス	茨城県日立市桜川町２－25－３　桜川第２ビル101	平成19年２月１日	介護予防訪問介護
0870201126	合同会社　デイサービスセンターさくら	木田　源一	茨城県日立市小木津町620－１	デイサービスセンター　さくら	茨城県日立市小木津町620－１	平成19年２月１日	介護予防通所介護
0871700282	株式会社　プラテック	永井　孝二	茨城県守谷市みずき野５－17－７	介護のバナナ	茨城県取手市上高井383－１	平成19年２月１日	介護予防訪問介護
0872300280	社会福祉法人　光峰会	大川　暁子	茨城県潮来市大生804－556	指定短期入所生活介護事業所　いたこの郷	茨城県潮来市大生804－556	平成19年２月１日	介護予防短期入所生活介護
0872300298	社会福祉法人　光峰会	大川　暁子	茨城県潮来市大生804－556	デイサービスセンター　いたこの郷	茨城県潮来市大生804－556	平成19年２月１日	介護予防通所介護
0873301030	企業組合　こころ介護サービス事業所	荻津　愛子	茨城県日立市大和田町518－１	デイホーム古里	茨城県那珂郡東海村白方中央２－13－37	平成19年２月１日	介護予防通所介護
0875200164	社会福祉法人　白十字会	関口　英輔	東京都台東区台東２－27－３	ばんなん賀訪問介護事業所	茨城県神栖市賀2149	平成19年２月１日	介護予防訪問介護
0871200481	医療法人　藤慈会	藤井　俊宥	茨城県常陸太田市金井町3670	藤井病院　訪問介護事業所「あゆみ」	茨城県常陸太田市金井町3670	平成19年２月15日	介護予防訪問介護
0872500152	医療法人　博仁会	鈴木　邦彦	茨城県常陸大宮市上町313	フロイデ総合在宅サポートセンター山方	茨城県常陸大宮市山方1361	平成19年２月16日	介護予防通所介護
0871900601	株式会社　西友	エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	東京都豊島区東池袋３－１－１	西友薬局　ひたち野うしく店	茨城県牛久市ひたち野東22－１　西友ひたち野うしく店１階	平成19年２月19日	特定介護予防福祉用具販売

茨城県告示第409号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第１項に規定する変更の届出があったので，同法第51条第１項の規定により告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更内容			変更年月日
				変更事項	変更前	変更後	
有限会社グレイスケア	グレイスケア神栖	居宅介護 重度訪問介護	0812900058	事業所の所在地	神栖市大野原３－３－32仲沢コーポB－３	神栖市平泉2831－５	平成19年３月１日
有限会社ワンダー	児童デイサービス　トイロの虹２	児童デイサービス	0812600112	事業所の名称	児童デイサービス　トイロの虹２	児童デイサービス　トイロの虹　後台	平成19年３月５日

茨城県告示第410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンショッピングセンター

坂東市辺田1517番地

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

平成18年12月25日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

	氏名又は名称	住　　所	代表者氏名
代表者変更	株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋５丁目51番12号	太　田　清　徳
退　店	株式会社エイエスピー	東京都港区芝浦４丁目17番地３号３Ｆ	青　木　　崇

（変更後）

	氏名又は名称	住　　所	代表者氏名
代表者変更	株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋５丁目51番12号	髙　橋　惠　三

⑶　届出年月日

平成18年12月５日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第411号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第２条第２項の規定により，平成19年度の普通職業訓練短期課程（障害者委託訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等

学院名 ＼ 訓練の種類 ＼ 訓練課程	区分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
	訓練の種類	普通職業訓練			
	訓練課程	短期課程			
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	施設外訓練	ＯＡ実務科	10人（５人×２コース）	３ヶ月	７月（１コース） 10月（１コース）
茨城県立土浦産業技術専門学院	施設外訓練	ＯＡ実務科	５人（５人×１コース）	２ヶ月	12月（１コース）
茨城県立全産業技術専門学院	施設外訓練	障害の態様に応じて設定	１人～	１ヶ月～	随時

２　訓練対象者

障害者委託訓練の対象者は，障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第２条第１号に規定する障害者であって，公共職業安定所に求職申込みを行っており，かつ，公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者（ただし，訓練期間が２月以下の障害者委託訓練を受講する場合及び職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦により職業訓練を受講した者が当該職業訓練受講修了後１年以内に就職の促進のために障害者委託訓練を受講する場合については，公共職業安定所長の受講あっせんは必要としない。）とする。

茨城県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成19年３月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路　線　名　　県道　内原塩崎線

２　供用開始の区間　　東茨城郡茨城町大字大戸字大塚3056番２地先から
　　東茨城郡茨城町大字大戸字仲内1677番２地先まで

３　供用開始の期日　　平成19年３月29日

茨城県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成19年３月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路　線　名　　県道　高萩塙線

２　供用開始の区間　　高萩市大字上手綱字川ウツ瀧ノ上4195番５地先から
　　高萩市大字若栗字田尻338番４地先まで
３　供用開始の期日　　平成19年３月30日

茨城県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成19年３月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　路　　線　　名　　県道　美浦栄線
２　供用開始の区間　　龍ヶ崎市半田町字桜田17番から
　　龍ヶ崎市半田町字桜田17番まで
３　供用開始の期日　　平成19年３月29日

茨城県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成19年３月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　路　　線　　名　　県道　美浦栄線
２　供用開始の区間　　稲敷郡美浦村大字木原字平塚1876番70地先から
　　稲敷郡美浦村大字木原字平塚1876番19地先まで
３　供用開始の期日　　平成19年３月31日

茨城県告示第416号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき，通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し，併せて，同令第10条第１項の規定に基づき，当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように指定する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　指定する道路の路線名及び区間
　次表のとおり

路　線　名	区　　間
一般国道245号	日立市久慈町４丁目６番地先から 日立市久慈町１丁目５番地先まで
一般国道355号	笠間市下市毛223番１地先から 笠間市平町446番１地先まで
県道　水戸鉾田佐原線（２）	東茨城郡大洗町大貫1212番72地先から 東茨城郡大洗町磯浜町３番地先まで

路　線　名	区　　間
県道　笠間つくば線（42）	笠間市北吉原297番２地先から 笠間市北吉原394番２地先まで
県道　稲田友部線（109）	笠間市北吉原394番２地先から 笠間市平町446番１地先まで

２　指定する期日

平成19年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は，次の通行方法によらなければならない。

⑴　走行位置の指定　　トンネル等の上空障害箇所では，車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので，車線からはみ出さないように走行するとともに，道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は，標識や樹木等の上空障害物に接触しないように十分に注意すること。

⑵　後方警戒措置　　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ，交通の危険を防止をするため，横寸法0.23メートル以上，縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上，縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を，車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。

⑶　道路情報の収集　　道路の状況は，工事の実施等により変化することがあるので，あらかじめ道路情報を収集し，上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

茨城県告示第417号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定に基づき，藤代町姥島土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可したので同条第４項の規定により告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　事業計画を変更する組合

組合の名称　　藤代町姥島土地区画整理組合

事務所の所在地　　藤代町藤代700番地

（現取手市藤代700番地）

事業施行期間　　自　平成４年３月19日

至　平成19年３月31日

施行地区　　取手市藤代字箕輪の一部の区域

取手市小浮気字本田の一部の区域

設立認可の年月日　　平成４年３月19日

２　公告すべき変更の内容

事業施行期間　　自　平成４年３月19日

至　平成20年３月31日

３　変更認可の年月日　　平成19年３月29日

茨城県告示第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により，都市計画事業を認可したので同法第62条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

水戸市

２　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

７・５・001号

大塚池公園

３　事業施行期間

平成19年３月29日から

平成23年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

水戸市大塚町字池上及び字新堂地内

⑵　使用の部分

なし

茨城県告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，都市計画事業を認可したので同法第63条第２項で準用する同法第62条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

水戸市

２　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

５・６・001号

千波公園

３　事業施行期間

平成２年８月27日から

平成22年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

平成２年８月27日茨城県告示第1063号，平成３年12月５日茨城県告示第1321号，平成５年10月21日茨城県告示第1197号，平成10年１月22日茨城県告示第72号，及び平成17年２月28日茨城県告示第238号のうち，千波町字柳崎，及び天王町地内において事業地を変更する。

⑵　使用の部分

なし

茨城県告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称　土浦市

２　都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画下水道事業

土浦市公共下水道及び新治村公共下水道

３　事業施行期間　自　昭和41年８月22日

至　平成24年３月31日

４　事業地

⑴　収用の部分　変更なし

⑵　使用の部分　変更なし

茨城県告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称　取手地方広域下水道組合

２　都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業及び伊奈都市計画下水道事業

取手・藤代・伊奈公共下水道

３　事業施行期間　自　昭和56年３月12日

至　平成23年３月31日

４　事業地

⑴　収用の部分　変更なし

⑵　使用の部分　昭和56年茨城県告示第348号，昭和60年茨城県告示第1443号，平成元年茨城県告示第165号，平成５年茨城県告示第842号，平成７年茨城県告示第376号，平成11年茨城県告示第406号，平成13年茨城県告示第226号，平成16年茨城県告示第129号及び平成18年茨城県告示第259号の事業地につくばみらい市小張字明神の全部の区域並びに取手市中田字中田並びに渋沼字渋沼及び字沼附並びにつくばみらい市小張字木崎，字明神脇，字城山，字西耕地，字東耕地，字愛宕後，字愛宕下，字寺下及び字小張並びに板橋字上街道，字農協前，字熊野及び字花田久保並びに南太田字広地，字貝カラバ及び字丸山並びに福田字福田並びに谷井田字北耕地，字南耕地，字上及び字上耕地の各一部の区域を加え，つくばみらい市小張字上宿，字愛宕脇，字愛宕，字上宿下，字上宿中，字愛宕下，字松山，字松耕地，字水白，字松山東前，字二ツ塚及び字下宿並びに板橋字西山下，字本村，字上街道，字大房地，字谷津及び字東海道の各一部の区域を削除する。

茨城県告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称　守谷市

２　都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業

守谷町公共下水道

３　事業施行期間　自　昭和50年３月10日

至　平成26年３月31日

４　事業地

⑴　収用の部分　変更なし

⑵　使用の部分　変更なし

茨城県告示第423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称　かすみがうら市

２　都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画下水道事業

千代田町公共下水道

３　事業施行期間　自　昭和52年１月10日

至　平成20年３月31日

４　事業地

⑴　収用の部分　変更なし

⑵　使用の部分　変更なし

茨城県告示第424号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称　五霞町

２　都市計画事業の種類及び名称

岩井・境都市計画下水道事業

五霞町公共下水道

３　事業施行期間　昭和57年２月４日から

平成20年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分　　変更なし

⑵　使用の部分　　変更なし

茨城県告示第425号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第２項の規定により指定確認検査機関から名称を変更する旨の届け出があったので同法第77条の21第３項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届け出者の住所，名称及び代表者の氏名

水戸市笠原町978番30

財団法人　茨城県建築住宅センター

理事長　柴　　恭

２　変更後の名称

財団法人　茨城県建築センター

３　変更しようとする年月日

平成19年４月１日

茨城県告示第426号

昭和56年４月１日茨城県告示第486号の４で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し，平成19年４月１日から施行する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

別表第１　公所　中　「環境監視センター」を「環境放射線監視センター」に改め，「偕楽園事務所弘道館事務所」，「偕楽園事務所大洗都市公園事務所」を削る。

茨城県告示第427号

平成13年７月11日付け鉾土改指令第５号をもって同意のあった，行方市が行う行方地区土地改良事業（農道整備）については，平成19年１月15日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定に基づき届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成19年３月29日

茨城県鉾田土地改良事務所長　川　崎　　博

（人 事 委 員 会）

茨城県人事委員会告示第３号

平成11年７月15日茨城県人事委員会告示第２号で告示した労働基準法別表第１に規定する適用事業の号別区分の一部を次のように改正し，平成19年４月１日から適用する。

平成19年３月29日

茨城県人事委員会委員長　江　橋　湖 三 郎

別表知事の部　12　教育研究調査の項中「環境監視センター」を「環境放射線監視センター」に改め，同部　13　保健衛生業の項中「福祉相談センター（保護課に限る。）」を「福祉相談センター（児童保護課，婦人保護課に限る。）」に改め，同部労働基準法別表第１に含まれない官公署の項中「，用地管理事務所」を削り，「福祉相談センター（保護課を除く。）」を「福祉相談センター（児童保護課，婦人保護課を除く。）」に改める。

公　　告

◉特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定に基づき，特定非営利活動法人の定款変更認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

なお，当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は，平成19年５月16日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申請のあった年月日

平成19年３月16日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　心身障害者職業自立事業所　ひまわり工房

（設立認証：平成16年３月19日，設立：平成16年４月１日）

３　代表者の氏名

白　石　安　子

４　主たる事務所の所在地

茨城県土浦市大畑1510番地83

５　定款に記載された目的

この法人は，障害者の自立自助の考えに基づき，障害者の社会参加への意欲を高め，職業訓練などによる自立を促す活動を行う。また，社会の一員として地域に参加できるように働く場の確保と自活の支援を行い，障害者の人権が保障されるまちづくりを推進することを目的とする。

◉都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更に伴い，牛久市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第２項の規定に基づき，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

生産緑地地区

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画生産緑地地区の決定に伴い，つくばみらい市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第20条第２項の規定に基づき，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

生産緑地地区

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

伊奈都市計画生産緑地地区の決定に伴い，つくばみらい市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第20条第２項の規定に基づき，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

生産緑地地区

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画事業の施行者の名称等

北茨城都市計画道路事業については，平成19年３月20日付関東地方整備局告示第77号で都市計画法（昭和43年法律第100）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

北茨城都市計画道路事業

３・４・21号　五浦海岸線

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成19年３月20日付関東地方整備局告示第78号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

３・３・30号　赤塚駅水府橋線

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成19年３月20日付関東地方整備局告示第79号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

３・４・167号　赤塚駅北線

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成19年３月20日付関東地方整備局告示第80号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

３・４・190号　赤塚松が丘線

２　施行者の名称　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

土浦・阿見都市計画道路事業については，平成19年３月20日付関東地方整備局告示第81号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画道路事業

３・３・６号　土浦新治線

３・４・８号　真鍋神立線

２　施行者の名称　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成19年３月23日付関東地方整備局告示第102号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

３・５・19号　西原町田野線

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

古河・総和都市計画道路事業については，平成19年３月23日付関東地方整備局告示第103号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

古河・総和都市計画道路事業

３・４・８号　三国橋大聖院線

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

なし

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成19年３月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市貝原塚町字中島3077番３，3079番４

２　事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市大徳町283番地

齋　田　秀　樹

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市川原代町字参区2928番地３，同番４，同番５

2　事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市川原代町2928番地３

大　野　洋　一

龍ヶ崎市長山４丁目１番地１　県営長山アパート５号棟１階３号室

大　野　貴　洋

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市伊奈東字伊奈東61番27，同番30，同番31，同番32，同番33

2　事業主の住所及び氏名

つくばみらい市伊奈東63番地

中　澤　　誠

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市駒羽根字薬師堂694番１

2　事業主の住所及び氏名

東京都北区豊島８丁目15番地23号　クレストコーポ302号

斎　藤　周　一

古河市駒羽根1418番地10

斎　藤　トヨ子

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市関戸字寺久保1076番１

2　事業主の住所及び氏名

古河市下大野739番地14　セントラルシテイB－102

篠　原　由　行

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市岩井字八坂馬場北脇4717番１

2　事業主の住所及び氏名

坂東市岩井4719番地

野　口　　弘

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市桐木字南320番１，322番２の一部

2　事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛1648番地３　さしま住宅B－101

萬　徳　良　夫

◉道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
鹿総建指令 第 589 号	平成19年３月20日	株式会社 斉丸 代表取締役 齋丸　公子	鹿嶋市宮中三丁目２番11号	鹿嶋市大字荒野字沼前1581番１，同番49	メートル 6.20	メートル 134.61

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
鹿総建指令 第 576 号	平成19年３月16日	株式会社 ファイン竹内宅建事務所 代表取締役 竹内　忠正	鹿嶋市鉢形台三丁目12番12号	鹿嶋市大字志崎字橋本845番６，同番26，同番27，同番28，同番29，846番４，字四区1336番３，同番17，同番18	メートル 4.50	メートル 72.28

（公安委員会）

◉技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第１条の規定による技能検定員審査及び規則第10条第１項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので，規則第２条及び第10条第２項の規定により公示する。

平成19年３月29日

茨城県公安委員会委員長　大和田　一　雄

１　審査の種類

⑴　技能検定員審査

ア　技能検定員審査（大型）

イ　技能検定員審査（大型二種）

⑵　教習指導員審査

ア　教習指導員審査（大型）

イ　教習指導員審査（大型二種）

２　審査の日程等

平成19年５月１日（火）及び５月２日（水）の２日間において，別表「技能検定員審査等日程表」のとおり行う。

３　審査の場所

⑴　実技試験及び面接試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3783－３

茨城県警察運転免許センター

⑵　筆記試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3814－９

茨城県指定自動車教習所協会

４　申請手続

⑴　申請

申請者本人が，次の提出書類を持参して行うこと。

ア　審査申請書

イ　住民票

ウ　履歴書

エ　運転免許証の写し（申請時に運転免許証を提示することにより写しの提出に代えることができる。）

オ　規則第17条の規定により審査細目についての審査が免除される者であるときは，そのことを証明する書類

⑵　申請期間及び受付時間

平成19年４月２日（月）から４月10日（火）までの午前８時30分から午後５時15分までの間（土曜日及び日曜日を除く。）

⑶　申請先

東茨城郡茨城町長岡3783－３

茨城県警察運転免許センター内　交通部運転免許課教習所指導係

電話　029－293－8811（内線341・342）

５　その他

申請に当たっては，茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）に定める審査手数料として，その金額に相当する茨城県収入証紙を申請書にはり付けること。

別表

技能検定員審査等日程表

審査細目		日程
技能検定員	技能検定員審査（大型）	実技試験　５月１日（火）午前10時30分から 筆記試験　５月２日（水）午前９時から
	技能検定員審査（大型二種）	実技試験　５月１日（火）午前10時30分から 筆記試験　５月２日（水）午前９時から
教習指導員	教習指導員審査（大型）	実技試験　５月２日（水）午前10時30分から 筆記試験　５月１日（火）午前９時から 面接試験　５月１日（火）午後１時から
	教習指導員審査（大型二種）	実技試験　５月２日（水）午前10時30分から 筆記試験　５月１日（火）午前９時から

訓　　令

茨城県訓令第３号

茨城県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県職員服務規程の一部を改正する訓令

茨城県職員服務規程（昭和41年茨城県訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第９条１項ただし書中「午後零時15分」を「正午」に改める。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第16条関係）

（表面）

時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務命令簿

命令権者印	直接監督責任者印	勤務者印	勤務月日(曜日)	勤務日の種類	勤務の内容 ※　勤務の内容は，具体的に記載すること。		補職名	給料表級号給　職　級　号給		氏名					
										職員番号					
							勤務予定時間	勤務命令時間	事後確認	勤務時間の区分					
										時間外勤務				休日勤務	夜間勤務
										125/100	150/100	135/100	160/100	135/100	
				要週休	区分		時　分　時　分 ・　～　・	時　分　時　分 ・　～　・		時間　分 ・	時間　分 ・	時間　分 ・	時間　分 ・	時間　分 ・	時間　分 ・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・
				要週休			・　～　・	・　～　・		・	・	・	・	・	・

（裏面）

				要 週 休	区分		時 分 時 分 ・ ～ ・	時 分 時 分 ・ ～ ・		時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・
				要 週 休			・ ～ ・	・ ～ ・		・	・	・	・	・	・
				要 週 休			・ ～ ・	・ ～ ・		・	・	・	・	・	・
				要 週 休			・ ～ ・	・ ～ ・		・	・	・	・	・	・
				要 週 休			・ ～ ・	・ ～ ・		・	・	・	・	・	・
				要 週 休			・ ～ ・	・ ～ ・		・	・	・	・	・	・
				要 週 休			・ ～ ・	・ ～ ・		・	・	・	・	・	・
				要 週 休			・ ～ ・	・ ～ ・		・	・	・	・	・	・
月 分 勤 務命 令 時 間 合 計								時短推進員印		・	・	・	・	・	・

（記載上の注意）

1　勤務者は，勤務の内容欄及び勤務予定時間欄に記載し，勤務者印欄に押印し，時間外勤務等の事前に直接監督責任者に提出すること。
　なお，勤務の内容欄には，業務の内容を具体的に記載し，区分は次の事由による番号を記載すること。
　「1」…毎年度，定期的に発生するもの　「2」…臨時的・突発的な事由に基づくもの（事件事故，災害等）
　「3」…人事上の事由に基づくもの（グループ内職員の療休，育休の発生等）　「4」…業務不慣れによるもの
　「5」…来庁者・相談者等の対応によるもの　「6」…その他の事由によるもの（各所属において時間外勤務が必要と判断されるもの）

2　直接監督責任者は，勤務者から提出された勤務の内容及び勤務予定時間について，当該勤務者から聴取をし，必要性を判断の上，必要があると認める場合には，直接監督責任者員欄に押印し,命令権者に回議すること。

3　命令権者は，回議を受けた勤務の内容及び勤務予定時間を確認し，必要性を判断の上，必要があると認める場合には，勤務命令時間欄に記載し，命令権者印欄に押印し，勤務者に命令すること。
　また，勤務日の種類欄中「要」は要勤務日を，「週」は週休日を，「休」は休日（交代制等勤務職員にあつては，休日手当の支給対象日）を示し，それぞれ該当する勤務を命令した日の種類を〇で囲むこと。

4　命令権者が不在等の場合
⑴　勤務者は，勤務後速やかに勤務の内容欄及び勤務予定時間欄に朱書きにより記載し，直接監督責任者に提出すること。
⑵　直接監督責任者は，勤務者から提出された勤務の内容及び勤務予定時間を精査・確認し，命令権者に回議すること。
⑶　命令権者は，回議を受けた勤務の内容及び勤務予定時間を確認し，勤務命令時間に朱書きにより記載すること。

5　時間外勤務等を行つた翌日の確認
⑴　実勤務時間が勤務命令時間と同一の場合
　直接監督責任者は，事後確認欄に押印し，命令権者に報告すること。
⑵　実勤務時間が勤務命令時間と異なった場合
　ア　勤務者は，変更に係る勤務命令の項の次の項の勤務の内容欄に勤務時間を変更した理由を，勤務予定時間欄に実勤務時間をそれぞれ朱書きにより記載し，直接監督責任者に提出すること。
　イ　直接監督責任者は，勤務者から提出された勤務の内容及び勤務予定時間を精査・確認し，命令権者に回議すること。
　ウ　命令権者は，回議を受けた勤務の内容及び勤務予定時間を確認し，勤務命令時間に朱書きにより記載すること。

付　則

この訓令は，平成19年４月１日から施行する。

茨城県訓令第４号

茨城県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県職員住宅管理規程（昭和38年茨城県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出しを「(入居又は利用開始の期日等)」に改め，同条第１項中「借り受けの承認を受けた者（以下「借受者」という。)」を「借受けの承認を受けた者（以下「借受者」という。）(入居の際以外のときに駐車場の借受けの承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。)」に改め，同条に次の１項を加える。

４　駐車場の利用については，入居の時から利用する場合を除き，利用承認の日から開始されるものとみなす。

第８条第１項中「利用料」の次に「(駐車場に係るものを除く。次項から第４項までにおいて同じ。)」を加え，同条第６項を同条第７項とし，同条第５項中「入居又は」を「入居若しくは利用開始又は」に改め，同条第１号中「入居の日が」を「入居又は利用開始の日が」に，「入居の日の」を「その日の」に，「当該入居の日に係る月」を「当該月」に改め，同条第２号中「当該返還した日に係る月」を「当該月」に改め，同項を同条第６項とし，同条第４項の次に次の１項を加える。

５　駐車場の利用料は，別表第４に定める額とする。

第12条第２項中「別表第４」を「別表第５」に改める。

第16条第２項中「第８条第５項」を「，第８条第６項」に改める。

別表第１中

「

竜ケ崎第二奈戸岡荘	竜ケ崎市奈戸岡	竜ケ崎土木事務所長
境第二富士見荘	猿島郡境町大字長井戸	境県税事務所長
境第三富士見荘	猿島郡境町大字長井戸	境県税事務所長

」を

「

竜ケ崎第二奈戸岡荘	竜ケ崎市奈戸岡	竜ケ崎土木事務所長

」に

改める。

別表第４を別表第５とし，別表第３の次に次の１表を加える。

別表第４（第８条第５項）

駐車場の種類	１台当たりの利用料（月額）
１　アスファルト等により舗装された区画（砕石敷の区画を除く。以下「舗装駐車場」という。）のうち知事が別に指定する部分	2,410円
２　アスファルト等による舗装がされていない区画（砕石敷の区画を含む。以下「未舗装駐車場」という。）のうち知事が別に指定する部分	1,210円
３　舗装駐車場のうち狭小な区画で知事が別に指定する部分	1,610円
４　未舗装駐車場のうち狭小な区画で知事が別に指定する部分	800円

様式第１号を次のように改める。

様式第1号（第5条）

住宅借受申込書

年　月　日

管理者　　殿

申込者　住　所

所　属

職氏名　　㊞

申込種別	（該当するものに○印を付けてください。） 1　世帯用住宅　2　独身寮　3　駐車場のみ（既入居者）				
	駐車場利用希望台数	台			
入居家族 〔世帯用住宅の申込者のみ記入してください。〕 ※駐車場のみの申込みの場合は記入不要	氏名	続柄	年齢	職業	参考事項

現在の通勤距離 キロメートル	通勤所要時間　時間　分	通勤方法

借受申込みの理由

所属長の意見（駐車場のみの申込みの場合は，記入を要しません。） 年　月　日 職氏名　　㊞

承認 不承認	理由

承認番号　号	年　月　日承認	管理者	係員

様式第２号を次のように改める。

様式第2号（第6条）

その1

承　認　書

年　月　日

所属長　殿

管理者　　印

貴所属職員からの職員住宅（世帯用住宅・独身寮）の借受申込みについては，下記により承認するので，当該職員に別添承認書を交付されたい。

記

借受者職氏名	
住宅の名称	
住宅の所在地	
承認する室番号	
承認する駐車場位置	
承認年月日	年　月　日

その2

承　認　書

年　月　日

殿

管理者　印

あなたから申込みのあつた職員住宅（世帯用住宅・独身寮）の借受けについては，下記により承認する。
なお，借受けに当たつては，茨城県職員住宅管理規程を遵守されたい。

記

住宅の名称	
住宅の所在地	
承認する室番号	
承認する駐車場位置	
承認年月日	年　月　日

様式第４号を次のように改める。

様式第４号（第15条）

住　宅　返　還　届

年　　月　　日

管理者　　殿

所　属

職氏名　　㊞

職員住宅
独 身 寮　を下記により返還しますからお届けします。

記

住宅名	室番号 号棟　　号室	返還予定
	駐車場位置	年　　月　　日

検　　査　　票	
立 合 検 査 者	㊞
き損箇所の有無	
滅失物品の有無	
清掃その他の返還後の住宅状況	
返 還 完 了 日	
管理者　　係員	

付　則

この訓令は，平成19年４月１日から施行する。ただし，別表第１の改正規定は，公布の日から施行する。

茨城県訓令第５号

茨城県公舎利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県公舎利用規程の一部を改正する訓令

茨城県公舎利用規程（昭和３９年茨城県訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「をいう」を「並びにこれらに付帯する工作物その他の施設をいい，これらの用に供する土地を含むものとする」に改め，同条第１号中「，出納長」を削る。

第５条第２項中「利用料は」を「利用料（駐車場に係るものを除く。）は」に，「別表」を「別表第１」に改め，同条第３項第１号中「入居の日が」を「入居又は利用開始の日が」に，「入居の日の」を「その日の」に改め，同項を同条第４項とし，同条第２項の次に次の１項を加える。

３　駐車場の利用料は，別表第２に定める額とする。

第６条第１号及び第２号中「100％」を「100分の100」に改め，同条第３号中「20％」を「100分の20」に改める。

第11条第３号中「井戸さらい及び」を削る。

第14条第１項第１号中「いずれかに」を「いずれにも」に改める。

別表を別表第１とし，同表の次に次の１表を加える。

別表第２

駐車場の種類	１台当たりの利用料（月額）	
	茨城県内	東京都特別区内
１　アスファルト等により舗装された区画（砕石敷の区画を除く。以下「舗装駐車場」という。）のうち知事が別に指定する部分	2,410円	5,000円
２　アスファルト等による舗装がされていない区画（砕石敷の区画を含む。以下「未舗装駐車場」という。）のうち知事が別に指定する部分	1,210円	2,500円
３　舗装駐車場のうち狭小な区画で知事が別に指定する部分	1,610円	3,330円
４　未舗装駐車場のうち狭小な区画で知事が別に指定する部分	800円	1,670円

様式第１号中「第４条の規定により」を「第４条第１項の規定により，下記のとおり」に，

「４　家族数

５　利用希望期日　を

６　その他　　」

「４　入居者

氏　　名	続　柄	年　齢	職　　業

に

５　駐車場利用の希望　　有　・　無　（　　台）

自動車登録番号及び車名

６　入居希望日

７　その他　　」

改める。

様式第２号中「訓第　号」を「　第　号」に，「年　月　日付」を「年　月　日付け」に，「のことは，次により」を「については，下記のとおり」に，

「

備　　考

」を「

駐車場の位置及び利用台数

」に，

「⑵　公舎利用料は，月額　　円とする。

⑶　茨城県公舎利用規程を遵守すること。」

「⑵　公舎利用料（駐車場に係るものを除く。）は，月額　　円とする。

⑶　駐車場の利用料は，月額　　円とする。　　に改める。

⑷　茨城県公舎利用規程を遵守すること。　　」

付　則

この訓令は，平成19年４月１日から施行する。

（教 育 委 員 会）

茨城県教育委員会訓令第２号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県教育委員会委員長　　石　　渡　　千 恵 子

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第６号）の一部を次のように改正する。

別表第４茨城県立江戸崎高等学校の項及び茨城県立江戸崎西高等学校の項を削る。

付　則

この訓令は，平成19年４月１日から施行する。

茨城県教育委員会訓令第３号

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県教育委員会委員長　　石　　渡　　千 恵 子

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和62年茨城県教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第10条に規定する」を「別表第３に掲げる」に改め，同条第４号中「第３項」を「第２項」に改める。

第10条中「衛生管理者」の次に「及び衛生推進者」を加える。

第11条中「本庁」の次に「及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第４条に規定する事業場に該当する出先機関等」を加える。

第16条中「茨城県職員診療所長」を「本庁の産業医」に改める。

第20条の見出し中「本庁」を削り，同条第１項中「本庁の職員」を「本庁及び出先機関等の職員」に，「本庁衛生委員会」を「，次の各号に掲げる区分に従い，衛生委員会」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　本庁　本庁衛生委員会

⑵　施行令第９条に規定する事業場に該当する出先機関等　出先機関等衛生委員会

第20条第２項中「本庁」を削り，同条に次の１項を加える。

３　この訓令に定めるもののほか，各衛生委員会に関し必要な事項は，別に定める。

第21条の見出し中「本庁」を削り，同条第１項中「本庁」を「各」に改め，同条第２項中「勤務する者」の次に「及び主任産業医」を加え，同条に次の１項を加える。

３　出先機関等衛生委員会は，該当する事業場に勤務する安全衛生責任者，衛生管理者，健康管理事務担当者，衛生に関する経験を有する職員で職員の過半数を代表する者の推薦に基づき所属長が指名する者及び産業医をもって組織する。

第22条中「本庁」を「各」に改める。

付　則

この訓令は，平成19年４月１日より施行する。

茨城県教育委員会訓令第４号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県教育委員会委員長　石　渡　千恵子

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「(入居又は利用開始の期日等)」に改め，同条第１項中「借受けの承認」の次に「(駐車場の利用に係るものを除く。)」を加え，同条に次の１項を加える。

４　駐車場の利用については，入居の時から利用する場合を除き，利用承認の日から開始されるものとみなす。

第７条第２項中「利用料」の次に「(駐車場に係るものを除く。)」を加え，同条第３項第１号中「入居の日が」を「入居又は利用開始の日が」に，「入居の日の」を「その日の」に改め，同項第２号中「住宅を返還した日が」を「返還した日が」に改め，同項を同条第４項とし，同条第２項の次に次の１項を加える。

３　駐車場の利用料は，別表第３に定める額とする。

第15条第２項中「第２項」を「第４項」に改める。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３

駐車場の種類	１台当たりの利用料（月額）
１　アスファルト等により舗装された区画（砕石敷の区画を除く。）	2,410円
２　アスファルト等による舗装がされていない区画（砕石敷の区画を含む。）	1,210円

様式第１号を次のように改める。

様式第1号

住宅借受申込書

年　月　日

管理者　殿

住所

所属

職氏名　㊞

申込種別	（該当するものに○印を付けること。） 1　一般用住宅　2　単身用住宅　3　駐車場のみ（既入居者）				
	駐車場利用希望台数	台			
入居家族 （一般用住宅の申込者のみ記入すること。） ※駐車場のみの申込みの場合は記入不要	氏名	続柄	年齢	職業	参考事項

現在の通勤距離　粁	通勤所要時間　時間　分	通勤方法

借受申込みの理由

所属長の意見（駐車場のみの申込みの場合は，記入を要しない。）

年　月　日

職氏名　㊞

承認 不承認	理由

承認番号　号	年　月　日承認	管理者	係員

様式第２号を次のように改める。

様式第2号

承　認　書

年　月　日

借受決定者所属長　殿

管理者
職氏名　　印

下記職員からの　一般用住宅／単身用住宅　借受申込みは，　年　月　日から承認するので本人に別紙承認書を交付願います。

記

借受者職氏名	
住宅の名称	
承認する室番号	
承認する駐車台数	
承認年月日	年　月　日

（別紙）

承　認　書

年　月　日

殿

管理者

職氏名　　印

貴殿から申込みのあつた　一般用住宅／単身用住宅　の借受けのことについては，下記により承認します。

なお，借受けにあたつては，茨城県教職員住宅管理規程を遵守されたい。

記

住宅の名称	
承認する室番号	
承認する駐車台数	
承認年月日	年　月　日

様式第４号を次のように改める。

様式第４号

住　宅　返　還　届

年　　月　　日

管理者　　殿

所　属

職氏名　　㊞

一般用住宅
単身用住宅　を下記により返還しますからお届けします。

記

住宅名	番　号 第　　号	駐車台数 台	返還予定 年　　月　　日
検　　査　　票			
立　合　検　査　者	㊞		
き損箇所の有無			
滅失物品の有無			
清掃その他の返還後の住宅状況			
返　還　完　了　日			
管理者	主　任	係　員	

付　則

この訓令は，平成19年４月１日から施行する。

（人 事 委 員 会）

茨城県人事委員会訓令第２号

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月29日

茨城県人事委員会委員長　江　橋　湖 三 郎

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務決裁規程（昭和53年茨城県人事委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１第17項中第３号を削る。

付　則

この訓令は，平成19年４月１日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）
発　行　　茨　城　県
購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）